

## 処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 男女参画・こども局こども未来課

|                  |   |          |             |          |        |    |
|------------------|---|----------|-------------|----------|--------|----|
| 法令名              | 社会福祉法   | 法令番号     | 昭和26年法律第45号 |          |        |    |
| 手続名              | 改善勧告に従わなかった場合における措置命令   | 根拠条項     | 第56条第6項     |          |        |    |
| 処<br>分<br>基<br>準 | <p>措置命令は、法第56条第4項の規定による改善勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつた場合に、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>当該勧告に係る措置をとらなかつたか否かについては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準</li> <li>2 平成12年12月1日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査要領</li> <li>3 平成29年4月27日付け児企発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」を指針として判断する。</li> </ol> |          |             |          |        |    |
| 対応区分             | 1 聴聞の実施<br>弁明の機会の付与   | 処理<br>機関 | こども未来課      | 交付<br>機関 | こども未来課 | 目次 |